注記（一般会計等財務書類）

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産‥‥‥

長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① リース期間が１年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② ①以外のリース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（藤沢市財務規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 資産計上基準

次の資産については、取得価額がそれぞれに定める価額以上の場合に資産として計上しています。

土地‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥なし
建物‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥なし
工作物（道路以外）‥‥‥‥‥‥‥‥100 万円以上
工作物（道路）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥なし
機械器具（建物付属設備）‥‥‥100 万円以上
物品（備品）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥100 万円以上
ソフトウェア‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥100 万円以上
リース資産‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥総額 300 万円以上

2 重要な会計方針の変更等

該当する事象はありません。

3 重要な後発事象

(1) 重大な災害等の発生

令和７年９月４日に発生したリサイクルプラザ藤沢の火災による建物、機械器具及び物品の一部損傷により、令和８年度に原状回復費用等が見込まれています。（金額は未定）

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金計上額	貸借対照表未計上額	
藤沢市土地開発公社	－	－	3,561 百万円	3,561 百万円
合　計	－	－	3,561 百万円	3,561 百万円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

① 横浜地方裁判所令和７年（ワ）第 5362 号

損害賠償請求事件　10 百万円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、北部第二（三地区）土地区画整理事業費特別会計、墓園事業費特別会計

② 一般会計等の対象範囲の中で、区画整理事業のうち宅地造成事業に係る事業費については、普通会計の対象範囲には含まれません。

③ 地方自治法第 235 条の５に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	△ 6.86 %
連結実質赤字比率	△ 18.94 %
実質公債費比率	5.4 %
将来負担比率	45.3 %

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当する事象はありません。

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

一般会計

繰越明許費	7,005 百万円
継続費の逓次繰越額	524 百万円

北部第二（三地区）土地区画整理事業費特別会計

繰越明許費	18 百万円
事故繰越額	53 百万円

⑧ 過年度修正等に関する事項

該当する事象はありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却可能資産は、次のいずれかに該当する資産のうち、当市が特定した資産をいい、 売却を目的として保有している棚卸資産については含まれません。

・現に公用又は公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む。）

・売却が既に決定している、又は近い将来売却が予定されていると判断される資産

イ 内訳

事業用資産	1,082 百万円
土地	893 百万円
建物	15 百万円
工作物	174 百万円
物品	45 百万円

貸借対照表における簿価を記載しています。

② 減債基金に係る積立不足額

当市は減債基金を計上していません。

③ 基金借入金（繰替運用）残高

該当する金額はありません。

④ 地方交付税措置のある地方債のうち、後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額　35,423 百万円

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	99,166 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,268 百万円
将来負担額	132,838 百万円
充当可能基金額	25,028 百万円
特定財源見込額	29,377 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	35,423 百万円

⑥ 道路、河川及び水路の敷地の評価額

総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」及び藤沢市の固定資産台帳計上基準の原則的な評価基準及び評価方法によって評価しています。

⑦ 建物のうち 2,274 百万円（簿価）は、 PFI 事業に係る資産が計上されています。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支　　△ 313 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計）	194,281 百万円	187,430 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	4,316 百万円	3,673 百万円
繰越金に伴う差額	△ 7,860 百万円	－
内部取引相殺消去	△ 1,762 百万円	△ 1,762 百万円
資金収支計算書	188,975 百万円	189,341 百万円

地方自治法第 233 条第１項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（北部第二（三地区）土地区画整理事業費特別会計、墓園事業費特別会計）の分相違します。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、資金収支計算書では計上しないため、その分相違します。

さらに、会計間の内部取引を相殺消去しているため、その分相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書	
業務活動収支	8,015 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	1,408 百万円
未収債権（増減額）	3,273 百万円
減価償却費	△ 10,422 百万円
賞与等引当金（増減額）	△ 177 百万円
退職手当引当金（増減額）	△ 1,580 百万円
徴収不能引当金（増減額）	△ 135 百万円
投資損失引当金（増減額）	△ 2,265 百万円
資産除売却損	△ 40 百万円
資産売却益	151 百万円
建設仮勘定から費用振替	△ 275 百万円
その他（業務費用）	△ 33 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	△ 2,080 百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 一般会計……7,500 百万円

北部第二（三地区）土地区画整理事業費特別会計……800 百万円

一時借入金に係る利子額 －

⑤ 重要な非資金取引

当年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産は 2,048 百万円です。

無償取引により取得した主な資産の額は 63 百万円です。